

## 建設局職員中型自動車運転免許取得要綱

制定 令和8年7月21日

### (目的)

第1条 本要綱は、建設局職員が本市事務事業を遂行するために必要となる中型自動車の運転業務に関して、道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する中型自動車免許（以下「中型免許」という。）の取得に要する経費を負担することにより、建設局職員（以下「職員」という。）の中型免許の取得を促進し、もって中型自動車の運転者を確保し、各種業務を円滑に執行することを目的とする。

### (対象職員)

第2条 この要綱において、中型免許を取得させる職員は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 道路及び公園の維持管理業務に従事し、車両総重量3.5トン（最大積載量2トン）を超える車両を運転する必要がある者
- (2) 技能職員で、採用後1年以上経過し、かつ当該年度の4月1日時点において45歳以下である者
- (3) 道路交通法第84条第3項に規定する普通自動車免許又は準中型自動車免許など取得して、通算2年以上経過している者（免許停止期間は通算から除く。）

### (費用負担)

第3条 中型免許取得に係る費用については、局が負担するものとし、次に掲げる経費とする。

- (1) 道路交通法第99条第1項に規定する指定自動車教習所に支払う申込金及び教習料
- (2) 仮免許及び本免許に係る手数料及び検定料
- (3) その他免許取得に必要な経費

2 局で負担する額は、前項に規定する経費の全額とする。

### (教習等の取り扱い)

第4条 対象職員の自動車教習所への通所、その他中型免許取得に要する手続きは公務扱いとし、原則として勤務時間内に行うものとする。通所時の勤怠処理は、市内出張として取り扱う。

2 教習の受講に関する調整等は、対象職員の所属課において行うものとする。

3 教習所については、原則として、所属から一番近い教習所を選定するものとする。

### (各方面管理事務所管内からの選定)

第5条 各方面管理事務所長は、年度ごとに、各方面管理事務所管内の工営所から1名・公園事務所から1名の計2名を基本とし、対象職員の選定を行うものとする。ただし、管内において選定すべき職員が見つからない場合は、各方面管理事務所間で調整のうえ、選定することができるものとする。

2 各方面管理事務所長は、その職員が免許取得に同意していることを確認した上で、中

型運転免許の取得に係る推薦書（第 1 号様式）を職員課に提出しなければならない。

（免許取得者の決定）

第 6 条 職員課は、前条第 2 項の推薦書を受理したときは、当該免許取得の必要性その他の事情を考慮した上で、予算の範囲内で免許取得の対象職員を速やかに決定し、中型自動車免許取得対象者決定通知書（第 2 号様式）により各方面管理事務所長及び本人に通知しなければならない。

（免許取得の報告）

第 7 条 各方面管理事務所長は、教習修了状況・免許取得結果報告書（第 3 号様式）により職員課に報告しなければならない。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別にこれを定める。

#### 附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 21 日から施行する。